

函 福 管

令和5年(2023年)4月25日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長
市立函館保健所長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の対応について

(市立函館保健所保健予防課)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の対応について

令和5年（2023年）5月8日（月）に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴い、本市における対応を以下のとおり変更いたします。

なお、国や北海道の方針等により、対応が変更となる場合には、改めてお知らせいたします。

1 発熱者および陽性者等の相談に関すること

①受診・相談センター（電話：0120-568-019，24時間，相談無料）

当面、発熱患者等の体調不良に関することや、受診先（外来対応医療機関）に関する相談等に対応します。

②療養者相談センター（電話：32-1511）

5月7日（日）17時に閉鎖します。

なお、5月8日（月）以降の陽性者の体調急変時の相談については、保健予防課にて、月～金曜日（祝日を除く）の9時から17時まで対応します。（電話番号は変更なし）

2 医療機関への受診・入院に関すること

①対応医療機関の公表

北海道のホームページにおいて、外来対応医療機関および罹患後症状に対応可能な医療機関について公表します。

②入院調整

原則、行政（保健所）における調整から、他の疾病と同様、医療機関間での調整に移行します。

③公費負担

外来受診時の医療費（診療費、検査料、薬剤料等）については、加入する健康保険に基づく自己負担となります。

また、入院時の医療費は、高額療養費制度の自己負担限度額から2万円を減額します。

なお、新型コロナウイルス感染症の抗ウイルス薬（国が定める7種類の薬）の費用は、外来・入院ともに引き続き公費負担となります。

3 陽性者および濃厚接触者等への対応

①陽性者および濃厚接触者の外出等の制限

5月8日（月）以降、陽性者および同居家族等の接触者に対する外出等の制限はありません。（5月7日（日）以前に陽性が判明した方についても、5月8日（月）以降は制限はありません。）

なお、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくこと、発症後10日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触を控えていただくことが推奨されております。

②患者搬送（タクシーおよび福祉タクシーでの療養場所への移送）

5月7日（日）24時受付分で終了します。

③支援物資・パルスオキシメーターの送付

5月7日（日）17時受付分で終了します。

④宿泊療養施設の利用

5月8日（月）朝で閉鎖します。（最終入所は5月7日（日）となりますが、5月8日（月）には入所者全員が退所することとなります。）

⑤同居家族（有症状者に限る）のPCR検査

5月5日（金）15時受付分（5月6日（土）実施分）で終了します。

⑥就業制限等通知証明書・HERSYSシステムを利用した療養証明書の発行

5月8日（月）以降に陽性が判明した場合は、発行されません。

⑦北海道が実施する無料のPCR検査・抗原検査

5月7日（日）実施分で終了します。

4 陽性者数等の公表について

新規陽性者数の把握方法が、全数把握から定点把握に変更となることに伴い、市ホームページでの陽性者数、死亡者数、クラスター発生状況等の公表は5月7日（日）判明分で終了します。

5月8日（月）以降は、全道の新規陽性者数および年代別・医療機関所在地別患者の発生状況が、週1回「北海道感染症情報センター」のホームページで公表される予定です。

5 高齢者施設等における対応

陽性者発生時の接触者等の検査については、必要時、希望する施設に対し抗原検査キットを配付し、陽性者発生時の接触者等の検査に活用していただきます。（施設の判断で施設入所者の検査に活用することも可能）